

# 後志広域連合

## 特定健康診査等実施計画

第2期計画（平成25年度～平成29年度）

平成25年3月

後 志 広 域 連 合



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> . . . . .	<b>1</b>
1 特定健康診査・特定保健指導の実施の趣旨 . . . . .	1
2 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病 . . . . .	1
3 メタボリックシンドロームに着目する意義 . . . . .	1
4 計画の性格 . . . . .	1
5 計画の期間 . . . . .	1
<b>第2章 第1期の評価</b> . . . . .	<b>2</b>
1 目標の達成状況 . . . . .	2
2 特定健康診査未受診者の状況 . . . . .	3
3 医療費の状況 . . . . .	5
4 疾病別医療費 . . . . .	6
<b>第3章 特定健康診査・特定保健指導の目標と実施</b> . . . . .	<b>8</b>
1 目標に向けて . . . . .	8
2 目標の設定 . . . . .	8
3 特定健康診査等の実施 . . . . .	1 2
<b>第4章 特定健康診査・特定保健指導の結果の通知と保存</b> . . . . .	<b>4 5</b>
1 特定健康診査・特定保健指導のデータの形式 . . . . .	4 5
2 特定健康診査・特定保健指導の記録の保存期間について . . . . .	4 5
3 個人情報保護対策 . . . . .	4 5
<b>第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知</b> . . . . .	<b>4 5</b>
<b>第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し</b> . . . . .	<b>4 5</b>

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 特定健康診査・特定保健指導の実施の趣旨

わが国は国民皆保険制度のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識の変化などにより、大きな環境変化に直面しているため、医療制度を持続可能なものにするための構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「法」という。）に基づいて、平成20年度から、保険者は40歳から74歳の被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされました。

後志広域連合においてもこうした背景に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し、第1期である平成21年度（後志広域連合国民健康保険事業の開始年度）から平成24年度までの4年間、特定健康診査及び特定保健指導事業の円滑な実施に向けた取組みを行い、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防を進めてきました。

第2期計画策定にあたり、第1期における健康診査等の実績について分析を行い明らかになった課題を、今後の施策に反映させていくこととします。

### 2 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病

住民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受診率が徐々に増加し、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が増加しています。

不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣は、やがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がない場合、こうした疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症に至る起因になります。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合は、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。このため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念に基づき、特定健康診査・特定保健指導の対象者をメタボリックシンドロームの該当者及び予備群とすることとし、適度な運動やバランスのとれた食生活の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病や、これが重症化した虚血性心疾患、脳卒中等の発症リスクの低減を図ることが可能となります。

### 3 メタボリックシンドロームに着目する意義

平成17年4月に、日本内科学会内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しました。これは、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病等の生活習慣病は予防可能であり、発症した後でも、血糖、血圧等をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としています。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加等が様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになります。

### 4 計画の性格

この計画は、国の「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（法第18条）（以下「基本指針」という。）に基づき、後志広域連合が策定する計画であり、北海道医療費適正化計画と十分な整合性を図るものとします。

### 5 計画の期間

計画の策定期間は5年を1期としており、本計画は平成25年度から平成29年度までの5か年計画とします。

## 第2章 第1期の評価

### 1 目標の達成状況

#### (1) 特定健康診査実施率

基本指針では、第1期計画の最終年度である平成24年度において、市町村国保の40歳から74歳までの対象者の65%以上が受診することを目標として定められています。

後志広域連合として、第1期計画開始年度(平成21年度)の実施率と比較すると平成23年度時点での実施率は1.84%増加していますが、平成23年度目標実施率である55%の半分にも達していません。

実施率の推移は次のとおりです。

特定健診実施率の推移

市町村名	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度
	実施率	目標 実施率	実施率	目標 実施率	実施率	目標 実施率	目標 実施率
島牧村	24.76%	45%	30.05%	55%	28.21%	60%	65%
黒松内町	27.36%	35%	29.93%	45%	29.12%	55%	65%
蘭越町	20.48%	35%	23.83%	45%	24.94%	55%	65%
二セコ町	16.52%	30%	25.25%	40%	28.70%	50%	65%
真狩村	17.65%	40%	18.50%	45%	20.33%	50%	65%
留寿都村	41.79%	35%	40.49%	45%	36.82%	55%	65%
喜茂別町	28.94%	50%	35.43%	55%	35.05%	60%	65%
京極町	35.13%	40%	29.43%	50%	31.58%	60%	65%
倶知安町	26.63%	30%	28.83%	40%	27.63%	50%	65%
共和町	35.12%	40%	39.60%	50%	37.35%	60%	65%
泊村	18.74%	35%	27.06%	45%	25.27%	55%	65%
神恵内村	19.65%	40%	19.82%	48%	21.76%	55%	65%
種丹町	24.16%	50%	22.29%	55%	18.22%	60%	65%
古平町	16.17%	35%	14.30%	45%	15.21%	55%	65%
仁木町	22.27%	35%	17.34%	45%	18.00%	55%	65%
赤井川村	43.03%	45%	52.99%	50%	49.15%	55%	65%
後志広域連合	25.35%	37%	27.52%	46%	27.19%	55%	65%
道集計	21.6%	37.7%	22.6%	46.6%	23.49%	-	-
国集計	31.4%	-	32.0%	-	-	-	-

特定健診・特定保健指導実施結果集計表(国保連合会法定報告)による

#### (2) 特定保健指導実施率

基本指針では、平成24年度において特定保健指導が必要と判定された対象者の45%以上が受けることを目標として定められています。

平成23年度特定健康診査の結果、目標実施率を超えている町村もありますが、後志広域連合としては特定保健指導の対象となり終了した人の実施率は32.91%となっており、平成23年度時点での目標実施率に達していません。

実施率の推移は次のとおりです。

特定保健指導の推移

市町村名	平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度 目標 実施率
	合計(動機付け支援+積極的支援)		実施率	目標 実施率	合計(動機付け支援+積極的支援)		実施率	目標 実施率	合計(動機付け支援+積極的支援)		実施率	目標 実施率	
対象者数 (人)	終了者数 (人)	対象者数 (人)			終了者数 (人)	対象者数 (人)			終了者数 (人)	対象者数 (人)			終了者数 (人)
島牧村	16	7	43.75%	30%	14	11	78.57%	35%	14	10	71.43%	40%	45%
黒松内町	19	11	57.89%	40%	25	13	52.00%	40%	21	9	42.86%	44%	45%
蘭越町	45	8	17.78%	15%	48	8	16.67%	20%	36	10	27.78%	30%	45%
二セコ町	39	6	15.38%	15%	39	9	23.08%	20%	28	3	10.71%	30%	45%
真狩村	25	12	48.00%	45%	23	6	26.09%	45%	23	4	17.39%	45%	45%
留寿都村	25	2	8.00%	42%	28	5	17.86%	43%	13	1	7.69%	44%	45%
喜茂別町	24	4	16.67%	35%	32	0	0.00%	40%	34	5	14.71%	40%	45%
京極町	29	11	37.93%	30%	31	0	0.00%	35%	41	11	26.83%	40%	45%
倶知安町	72	52	72.22%	45%	92	72	78.26%	45%	82	50	60.98%	45%	45%
共和町	60	8	13.33%	25%	61	17	27.87%	30%	61	13	21.31%	40%	45%
泊村	10	7	70.00%	25%	17	0	0.00%	35%	13	3	23.08%	40%	45%
神恵内村	9	10	111.11%	42%	3	2	66.67%	43%	7	3	42.86%	44%	45%
種丹町	25	22	88.00%	38%	28	0	0.00%	40%	42	15	35.71%	42%	45%
古平町	17	14	82.35%	25%	15	0	0.00%	30%	19	3	15.79%	35%	45%
仁木町	42	16	38.10%	33%	23	8	34.78%	38%	26	5	19.23%	43%	45%
赤井川村	12	12	100.00%	30%	11	10	90.91%	35%	14	11	78.57%	40%	45%
後志広域連合	469	202	43.07%	31%	490	161	32.86%	35%	474	156	32.91%	40%	45%
道集計	31,181	8,983	28.80%	25.0%	30,499	8,533	27.98%	29.7%	31,227	8,333	26.69%	35.5%	-

特定健診・特定保健指導実施結果集計表(国保連合会法定報告)による

## 2 特定健康診査未受診者の状況（未受診者対策アンケート実施結果）

特定健康診査の未受診者がどのような理由で受診しないのかを正確に把握するため、平成24年度に4町村（倶知安町、神恵内村、古平町及び仁木町）で実施した特定健康診査等未受診者対策事業によるアンケートを分析したところ、次のとおりとなります。

### （1）アンケートの方法

- ・実施時期：平成24年7月19日から平成24年8月24日まで
- ・対象：倶知安町、神恵内村、古平町及び仁木町の平成23年度特定健康診査未受診者
- ・方法：自記式アンケートを対象者に送付し、返信用封筒を同封し記入後返送

### （2）結果概要

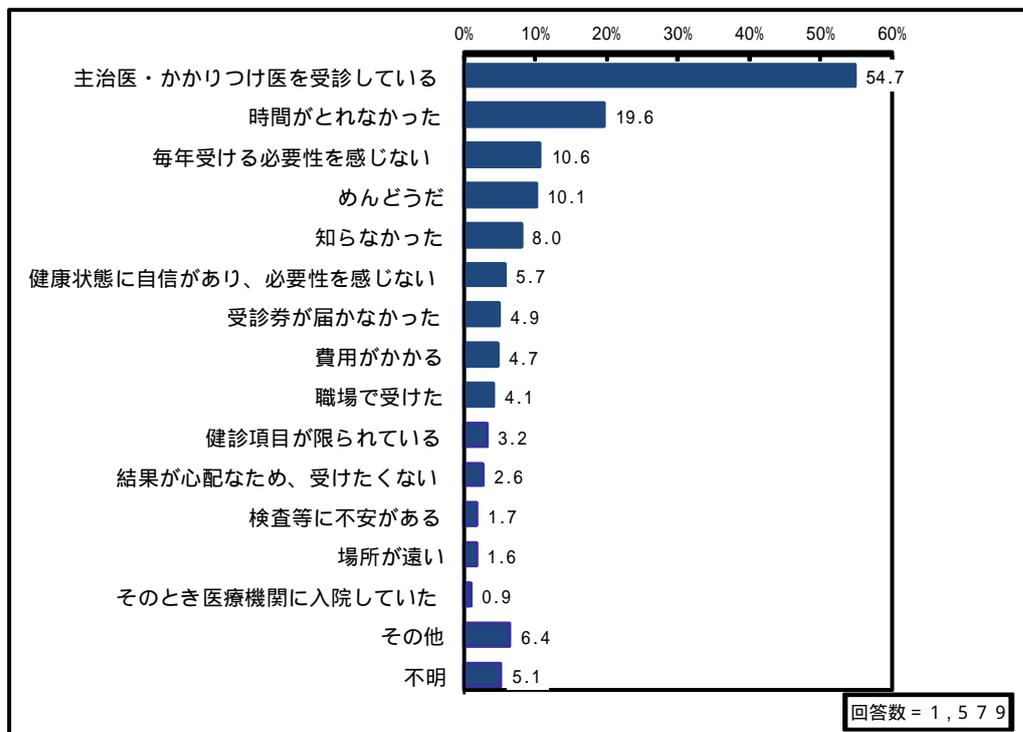
#### ・回収結果

調査票配布数 3,565票

調査票回収数 1,579票（回収率 44.3%）

#### ・特定健康診査未受診の理由

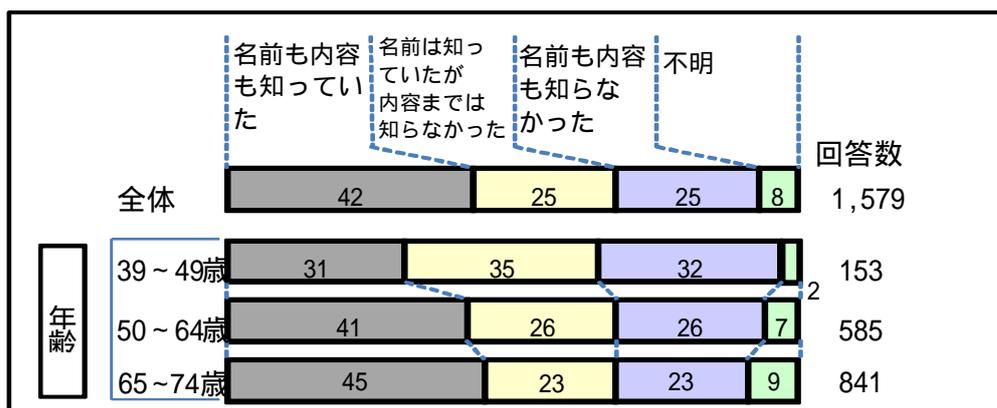
アンケートの結果、未受診者のうち「主治医・かかりつけ医を受診している」が約55%を占めており、次いで、「時間がとれなかった」、「毎年受ける必要性を感じない」、「めんどろだ」という回答となります。



「不明」とは、無回答もしくは指示どおり回答していない場合を示します。  
2つ以上の回答選択肢を選んでよい質問のため、比率合計が100%を超えます。

・特定健康診査についての認知度

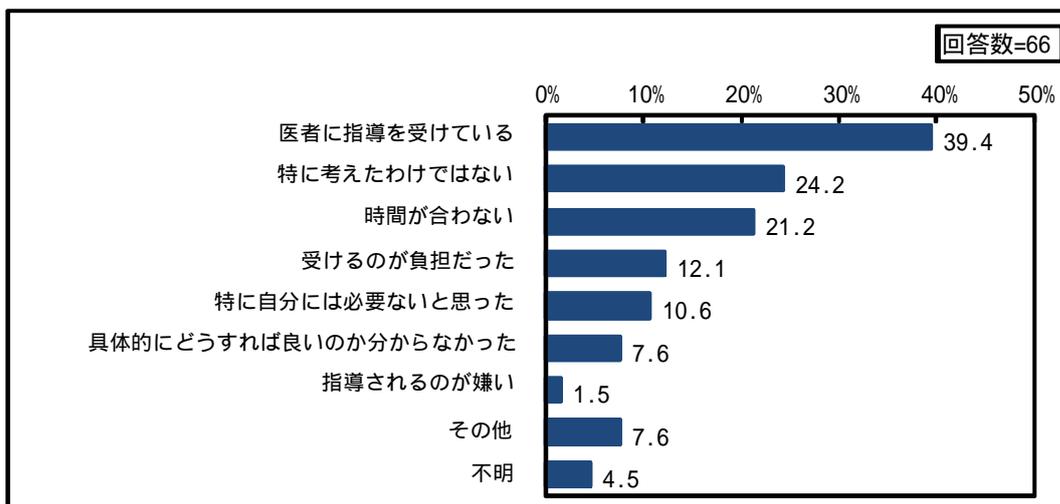
「特定健康診査」という名前も内容も知らなかった人が未受診者全体の25%を占めており、名前は知っていたが内容までは知らなかった人と合わせると50%になります。



「不明」とは、無回答もしくは指示どおり回答していない場合を示します。

・特定保健指導を受けない理由

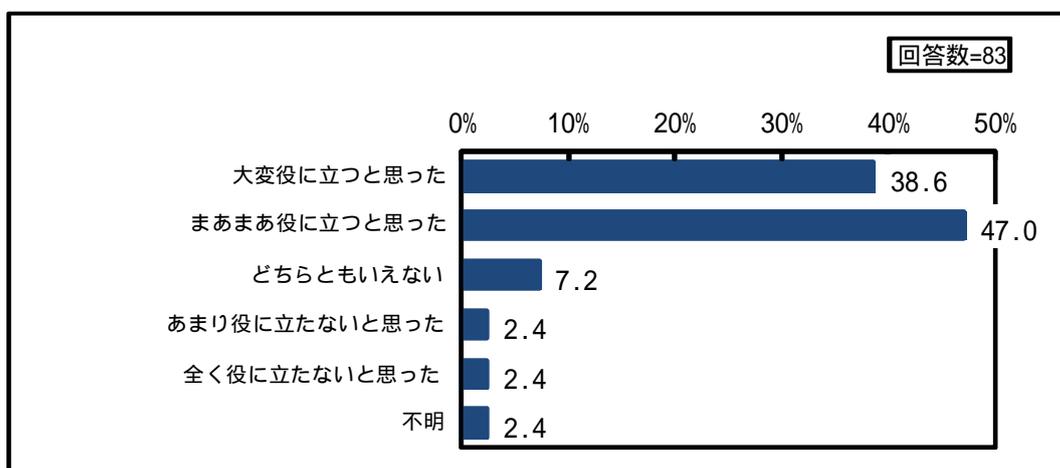
該当者になっているが特定保健指導を受けない理由に「医者に指導を受けている」が約39%を占めています。



「不明」とは、無回答もしくは指示どおり回答していない場合を示します。  
2つ以上の回答選択肢を選んでよい質問のため、比率合計が100%を超えます。

・特定保健指導を受けた感想

特定保健指導を受けた被保険者で、「役に立った」と回答した方は約86%を占めています。



「不明」とは、無回答もしくは指示どおり回答していない場合を示します。

### 3 医療費の状況

後志広域連合の平成23年度保険給付費は、約56億7,590万円、一人当たりの保険給付費は約28万9,900円となっています。

保険給付費推移と一人当たり保険給付費推移は、次のとおりとなります。

保険給付費推移

単位：千円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
島牧村	197,854	190,544	203,691
黒松内町	267,772	264,186	255,845
蘭越町	464,632	492,988	519,921
二セコ町	448,952	448,302	400,749
真狩村	226,612	205,680	198,525
留寿都村	142,961	141,576	157,635
喜茂別町	218,270	205,812	203,124
京極町	284,178	316,978	278,292
倶知安町	1,134,112	1,193,534	1,130,617
共和町	549,451	582,698	632,109
泊村	194,516	221,858	187,272
神恵内村	109,231	91,093	103,264
積丹町	328,783	320,629	318,606
古平町	482,859	520,878	507,238
仁木町	465,090	449,849	472,229
赤井川村	102,875	104,855	106,751
後志広域連合	5,618,148	5,751,460	5,675,868

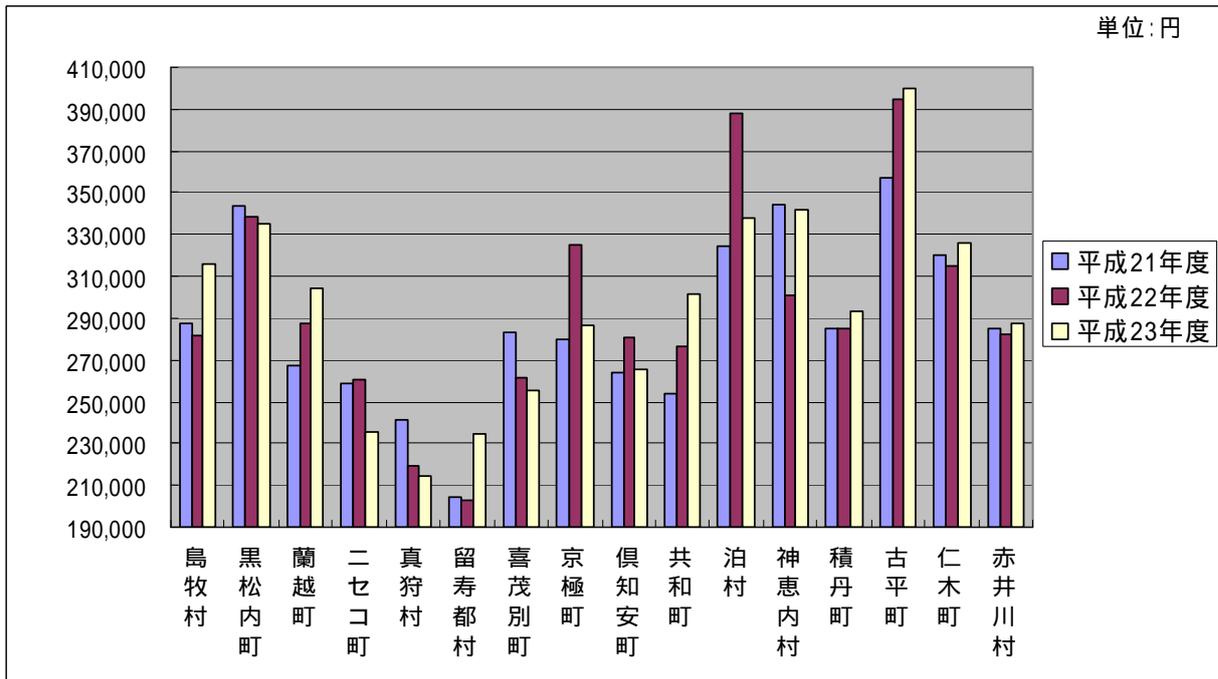
一人当たり保険給付費推移

単位：円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
島牧村	287,578	281,453	316,290
黒松内町	343,297	338,266	334,876
蘭越町	267,183	287,792	304,225
二セコ町	258,613	260,792	235,458
真狩村	240,820	219,509	214,159
留寿都村	204,230	202,831	234,227
喜茂別町	283,468	261,515	255,824
京極町	279,428	325,106	286,899
倶知安町	263,747	280,832	265,279
共和町	253,905	276,816	301,291
泊村	324,193	388,543	337,427
神恵内村	344,577	300,637	341,934
積丹町	285,154	285,004	293,106
古平町	357,144	394,605	399,715
仁木町	320,089	315,020	325,675
赤井川村	284,972	282,628	287,739
後志広域連合	279,914	291,066	289,925

保険給付費は、一般、退職被保険者の療養給付費及び高額療養費の合計で算出しています。

一人当たり保険給付費推移（棒グラフ）

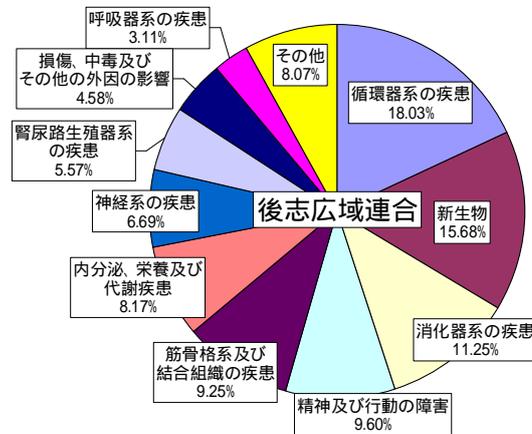


#### 4 疾病別医療費

後志広域連合における医療費の疾病別状況については、生活習慣病が大きな要因とされる「循環器系の疾患」及び「内分泌、栄養及び代謝疾患」が約26%を占め、さらには新生物、消化器系の疾患等をあわせると50%以上を占めています。

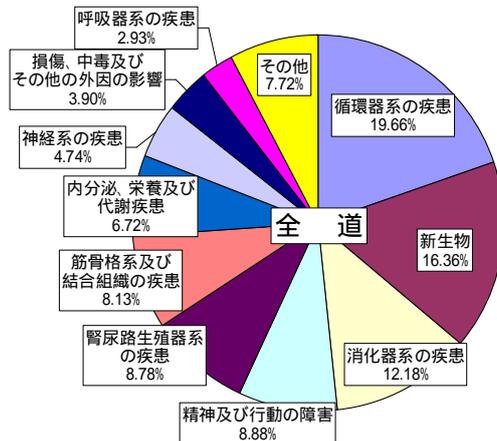
疾病分類別（20分類）上位10分類の医療費（国保連合会疾病分類統計表平成24年5月診療分より）

後志広域連合		40歳から74歳(男女計)		
順位	疾病分類	疾病例	構成割合	費用額(円)
1	循環器系の疾患	脳梗塞、動脈硬化等	18.03%	77,248,640
2	新生物	白血病、悪性腫瘍等	15.68%	67,186,500
3	消化器系の疾患	膵疾患、肝硬変等	11.25%	48,222,630
4	精神及び行動の障害	統合失調症、躁うつ病等	9.60%	41,115,240
5	筋骨格系及び結合組織の疾患	リウマチ、ヘルニア等	9.25%	39,620,530
6	内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病、甲状腺障害	8.17%	34,992,800
7	神経系の疾患	アルツハイマー症、てんかん等	6.69%	28,672,340
8	腎尿路生殖器系の疾患	腎不全、尿路結石症等	5.57%	23,845,910
9	損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷等	4.58%	19,636,080
10	呼吸器系の疾患	肺炎、喘息等	3.11%	13,320,470



(参考:全道計)

全道		40歳から74歳(男女計)		
順位	疾病分類	疾病例	構成割合	費用額(円)
1	循環器系の疾患	脳梗塞、動脈硬化等	19.66%	7,201,058,060
2	新生物	白血病、悪性腫瘍等	16.36%	5,991,322,230
3	消化器系の疾患	膵疾患、肝硬変等	12.18%	4,461,446,130
4	精神及び行動の障害	統合失調症、躁うつ病等	8.88%	3,252,853,650
5	腎尿路生殖器系の疾患	腎不全、尿路結石症等	8.78%	3,215,542,410
6	筋骨格系及び結合組織の疾患	リウマチ、ヘルニア等	8.13%	2,977,788,300
7	内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病、甲状腺障害	6.72%	2,460,555,420
8	神経系の疾患	アルツハイマー症、てんかん等	4.74%	1,737,311,870
9	損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷等	3.90%	1,427,595,650
10	呼吸器系の疾患	肺炎、喘息等	2.93%	1,074,149,300



後志広域連合における疾病分類を、年齢及び性別毎に区分すると次のとおりとなります。

後志広域連合全体の40歳から64歳(男性)

順位	疾病分類	疾病例	構成割合	費用額(円)
1	循環器系の疾患	脳梗塞、動脈硬化等	15.95%	16,907,850
2	精神及び行動の障害	統合失調症、躁うつ病等	13.44%	14,241,380
3	新生物	白血病、悪性腫瘍等	12.17%	12,900,220
4	腎尿路生殖器系の疾患	腎不全、尿路結石症等	11.68%	12,376,760
5	消化器系の疾患	膵疾患、肝硬変等	9.48%	10,048,590
6	神経系の疾患	アルツハイマー症、てんかん等	7.66%	8,118,780
7	内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病、甲状腺障害	7.58%	8,033,410
8	損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷等	5.21%	5,521,790
9	呼吸器系の疾患	肺炎、喘息等	4.73%	5,010,790
10	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	貧血等	3.46%	3,668,290

後志広域連合全体の40歳から64歳(女性)

順位	疾病分類	疾病例	構成割合	費用額(円)
1	新生物	白血病、悪性腫瘍等	16.94%	15,494,050
2	精神及び行動の障害	統合失調症、躁うつ病等	16.54%	15,124,740
3	循環器系の疾患	脳梗塞、動脈硬化等	12.54%	11,467,800
4	消化器系の疾患	膵疾患、肝硬変等	11.96%	10,935,580
5	筋骨格系及び結合組織の疾患	リウマチ、ヘルニア等	10.72%	9,807,430
6	神経系の疾患	アルツハイマー症、てんかん等	9.08%	8,307,840
7	腎尿路生殖器系の疾患	腎不全、尿路結石症等	6.58%	6,015,040
8	内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病、甲状腺障害	5.67%	5,182,310
9	損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷等	2.34%	2,139,850
10	眼及び付属器の疾患	白内障、結膜炎等	1.64%	1,502,910

後志広域連合全体の65歳から74歳(男性)

順位	疾病分類	疾病例	構成割合	費用額(円)
1	循環器系の疾患	脳梗塞、動脈硬化等	23.98%	27,315,890
2	新生物	白血病、悪性腫瘍等	18.05%	20,562,020
3	消化器系の疾患	膵疾患、肝硬変等	11.41%	13,002,880
4	内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病、甲状腺障害	8.94%	10,189,530
5	損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷等	7.93%	9,035,820
6	神経系の疾患	アルツハイマー症、てんかん等	6.04%	6,884,170
7	筋骨格系及び結合組織の疾患	リウマチ、ヘルニア等	5.68%	6,475,790
8	呼吸器系の疾患	肺炎、喘息等	3.97%	4,528,140
9	精神及び行動の障害	統合失調症、躁うつ病等	3.40%	3,871,160
10	腎尿路生殖器系の疾患	腎不全、尿路結石症等	2.69%	3,070,240

後志広域連合全体の65歳から74歳(女性)

順位	疾病分類	疾病例	構成割合	費用額(円)
1	循環器系の疾患	脳梗塞、動脈硬化等	18.41%	21,557,100
2	筋骨格系及び結合組織の疾患	リウマチ、ヘルニア等	17.17%	20,105,060
3	新生物	白血病、悪性腫瘍等	15.57%	18,230,210
4	消化器系の疾患	膵疾患、肝硬変等	12.16%	14,235,580
5	内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病、甲状腺障害	9.89%	11,587,550
6	精神及び行動の障害	統合失調症、躁うつ病等	6.73%	7,877,960
7	神経系の疾患	アルツハイマー症、てんかん等	4.58%	5,361,550
8	眼及び付属器の疾患	白内障、結膜炎等	3.41%	3,989,750
9	損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷等	2.51%	2,938,620
10	感染症及び寄生虫症	腸管感染症、ウイルス疾患	2.50%	2,925,120

### 第3章 特定健康診査・特定保健指導の目標と実施

#### 1 目標に向けて

被保険者が自らの生活習慣や健康課題に気づき、行動変容できるよう支援する機会を増やすため、第2章「第1期の評価」で判明した課題である特定健康診査の認知度の向上を今まで以上に徹底し、同時に主治医・かかりつけ医を受診していない未受診者への受診勧奨を積極的に行っていくことで、生活習慣病の発症や重症化予防を目指します。

#### 2 目標の設定

平成25年度から平成29年度までの特定健康診査・特定保健指導の対象者数は、過去5年間に於ける国民健康保険被保険者数の伸び率を参考にし、また、目標値につきましては、基本指針に掲げる国の目標（平成29年度時60%）や後志広域連合の実施率の実績を踏まえ、以下のとおり設定します。

##### 【後志広域連合】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	12,150人	11,931人	11,740人	11,576人	11,437人
	実施者数	3,964人	4,478人	4,982人	5,916人	6,867人
	実施率	33%	38%	42%	51%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	547人	616人	686人	816人	948人
	実施者数	191人	247人	310人	411人	569人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

##### 【島牧村】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	382人	375人	369人	364人	360人
	実施者数	115人	131人	148人	182人	216人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	16人	18人	20人	25人	30人
	実施者数	6人	7人	9人	13人	18人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

##### 【黒松内町】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	516人	506人	498人	491人	486人
	実施者数	155人	177人	199人	246人	292人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	21人	24人	27人	34人	40人
	実施者数	7人	10人	12人	17人	24人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

##### 【蘭越町】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	1,125人	1,104人	1,088人	1,072人	1,059人
	実施者数	338人	386人	435人	536人	636人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	47人	53人	60人	74人	88人
	実施者数	16人	21人	27人	37人	53人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【二セコ町】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	1,021人	1,003人	987人	973人	961人
	実施者数	306人	351人	395人	487人	577人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	42人	48人	55人	67人	80人
	実施者数	15人	19人	25人	34人	48人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【真狩村】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	514人	505人	497人	490人	484人
	実施者数	154人	177人	199人	245人	291人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	21人	24人	27人	34人	40人
	実施者数	7人	10人	12人	17人	24人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【留寿都村】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	386人	379人	373人	368人	363人
	実施者数	154人	171人	187人	202人	218人
	実施率	40%	45%	50%	55%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	21人	24人	26人	28人	30人
	実施者数	7人	10人	12人	14人	18人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【喜茂別町】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	465人	457人	449人	443人	438人
	実施者数	209人	224人	238人	253人	263人
	実施率	45%	49%	53%	57%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	29人	31人	33人	35人	36人
	実施者数	10人	12人	15人	18人	22人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【京極町】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	595人	584人	575人	567人	560人
	実施者数	208人	234人	259人	284人	336人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	29人	32人	36人	39人	46人
	実施者数	10人	13人	16人	20人	28人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【俱知安町】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	2,494人	2,449人	2,410人	2,376人	2,348人
	実施者数	748人	857人	964人	1,188人	1,409人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	103人	118人	133人	164人	194人
	実施者数	36人	47人	60人	82人	117人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【共和町】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	1,331人	1,307人	1,286人	1,268人	1,253人
	実施者数	532人	588人	643人	697人	752人
	実施率	40%	45%	50%	55%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	73人	81人	89人	96人	104人
	実施者数	26人	32人	40人	48人	62人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【泊村】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	365人	359人	353人	348人	344人
	実施者数	110人	126人	141人	174人	207人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	15人	17人	19人	24人	29人
	実施者数	5人	7人	9人	12人	17人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【神恵内村】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	214人	210人	206人	204人	201人
	実施者数	64人	74人	82人	102人	121人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	9人	10人	11人	14人	17人
	実施者数	3人	4人	5人	7人	10人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【積丹町】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	739人	726人	714人	704人	695人
	実施者数	222人	254人	286人	352人	417人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	31人	35人	39人	49人	58人
	実施者数	11人	14人	18人	25人	35人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【古平町】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	882人	866人	852人	840人	830人
	実施者数	265人	303人	341人	420人	498人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	37人	42人	47人	58人	69人
	実施者数	13人	17人	21人	29人	41人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【仁木町】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	885人	869人	855人	843人	833人
	実施者数	266人	304人	342人	422人	500人
	実施率	30%	35%	40%	50%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	37人	42人	47人	58人	69人
	実施者数	13人	17人	21人	29人	41人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

【赤井川村】

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特 健 康 診 査	対象者数	236人	232人	228人	225人	222人
	実施者数	118人	121人	123人	126人	134人
	実施率	50%	52%	54%	56%	60%
特 保 健 指 導	対象者数	16人	17人	17人	17人	18人
	実施者数	6人	7人	8人	9人	11人
	実施率	35%	40%	45%	50%	60%

### 3 特定健康診査等の実施

特定健康診査等の実施方法については、設定された目標値を目指し、関係町村の実情に合わせて実施します（保険者として実施すべき基本的な項目を「共通事項」に、関係町村特有事項を町村毎に記載）。

#### 【共通事項】

##### 1 特定健康診査

###### (ア) 対象者

40歳から74歳（当該年度に75歳に達する者も含む）までの後志広域連合国民健康保険被保険者で、年度途中に加入及び脱退等の異動のない者（妊産婦等除外規定の該当者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）を除いた者）を対象とします。

###### (イ) 実施項目

###### ・基本的な健診項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液化学的検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GT (  $\gamma$ -GTP)）、血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c 検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

###### ・詳細な健診項目（一定の基準のもと、医師が必要と判断したものを選択）

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

##### 2 特定保健指導

###### (ア) 対象者

特定健康診査の結果、腹囲の他、血糖、血圧、脂質が所定の値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症、又は高脂血症の治療に係る薬剤を服用している者を除いた者を対象とします。

###### (イ) 実施内容

情報提供を健診受診者全員に対して行うことと併せて、対象者に対して特定保健指導を実施します。健診の結果を判定し、生活習慣改善の必要性に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に階層化して対象者を決定します。

###### < 動機付け支援 >

###### 【対象者】

健診結果及び問診から、生活習慣の改善が必要と判断された者で、生活習慣を変えるにあたって意思決定の支援が必要な者を対象とします。

###### 【支援頻度・形態】

原則1回の支援とする。面接（個別面接20分以上、又はグループ支援80分以上）による支援と通信等を使用して6か月以上経過後に評価します。

###### < 積極的支援 >

###### 【対象者】

健診結果及び問診から、生活習慣の改善が必要と判断された者で、そのために専門職による継続的できめ細やかな支援が必要な者を対象とします。

###### 【支援頻度・形態】

面接（個別面接20分以上、又はグループ支援80分以上）による支援を行うとともに、3か月以上継続的に支援し、通信等を利用して6か月以上経過後に評価します。

## 【島牧村】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 島牧村総合福祉医療センター

【個別健診】 島牧診療所

#### (3) 実施期間

【集団健診】 9月、12月(1日間ずつ計2日間)

【個別健診】 4月から翌年1月まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。

また、村独自に、クレアチニン、尿酸を健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

村内全戸配布とIP告知放送で周知します。

国民健康保険被保険者全員への郵送物に健診案内を同封します。

健診予約のない特定健康診査対象者全員に電話勧奨を実施し受診勧奨を行います。

1回目の集団健診後に未受診者に受診券を郵送し再度受診勧奨します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。

健診結果については、保健師から通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

島牧村保健師が実施します。

#### (2) 実施場所

対象者の自宅

#### (3) 実施期間

受診日から2か月以内に開始

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

##### 【積極的支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

**【情報提供】**

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレットを郵送し情報提供を行います。

(5) 周知・案内方法

健診結果に案内文を同封し、電話にて初回面接の案内を行います。

3 その他特記事項

- ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び20歳から39歳も対象とします。
- ・ 健康増進法による健診と合わせて実施します。
- ・ 集団健診は肝炎ウイルス検査と前立腺がん検診、個別健診は肝炎ウイルス検査と肺がん検診と同時受診できます。

## 【黒松内町】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるよう、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 黒松内町保健福祉センター

【個別健診】 町が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診】 5月下旬(3日間)、11月上旬(1日間)の年2回(計4日間)

【個別健診】 7月から翌年1月まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」は全員実施します。

また、町独自に、クレアチニン、尿酸を健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

【集団健診】 個人通知、回覧、電話勧奨、防災無線放送により周知します。

【個別健診】 個人通知、回覧、防災無線放送により周知します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。健診結果については、結果説明会又は訪問、郵送にて受診者本人へ通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

黒松内町保健師が実施します。

#### (2) 実施場所

黒松内町保健福祉センター、又は個別に対応します。

#### (3) 実施期間

【集団健診受診者】 5月健診受診者は7月から、11月健診受診者は翌年2月から開始

【個別健診受診者】 受診日から約2か月後(9月から翌年3月までの随時)

#### (4) 実施内容

動機付け支援・積極的支援については共通事項のとおり実施します。

#### (5) 周知・案内方法

【集団健診受診者】 結果説明会時に初回面接で案内します。

【個別健診受診者】 対象者全員に特定保健指導のお知らせを送付し案内します。

### 3 その他特記事項

- ・ 受診率向上のため、通院者等の検査データを特定健康診査の受診結果として利用できるよう、健診機関との連携を目指します。
- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。
- ・ 健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、30歳から39歳の方も集団健診の対象者とします。

## 【蘭越町】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 各役場出張所及び蘭越町保健福祉センター

【個別健診】 町が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診】 4月(4日間)、10月(2日間)

【個別健診】 4月から翌年3月まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については、眼底検査及び貧血検査を全員実施します。心電図検査については、共通事項のとおり実施します。

また、町独自に、尿酸、クレアチニンを健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

対象者への受診券の送付にあわせ、実施場所・日時等を案内するとともに、各保健事業等の機会や各行政区ごとの保健推進員等を通じて、住民に周知します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

受診券・被保険者証を持参し、特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。

健診結果については、受診者全員に通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

蘭越町保健師等が実施します。

#### (2) 実施場所

各役場出張所、蘭越町保健福祉センター及び対象者の自宅

#### (3) 実施期間

受診した日から概ね1か月から2か月以内に初回面接を実施します。

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

保健師、管理栄養士及び健康運動指導士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

##### 【積極的支援】

保健師、管理栄養士及び健康運動指導士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

**【情報提供】**

特定保健指導対象者以外の健診受診者に対し、予防啓発パンフレット等を活用し  
情報提供や面接指導を実施します。

( 5 ) 周知・案内方法

健診結果説明会の案内送付時に同時案内をします。

3 その他特記事項

- ・ 健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。
- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。

## 【ニセコ町】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 ニセコ町民センター及び町が指定する健診機関

【個別健診】 町が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診】 5月、7月、11月

【個別健診】 7月から翌年3月まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。

また、町独自に、クレアチニン、尿酸、血清アルブミンを健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

町内の地区回覧による全戸配布と広報誌、コミュニティFM等で周知します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。健診結果については、保健師又は健診機関から通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

ニセコ町保健師、又は一部委託（受診する健診機関により選択）で実施します。

#### (2) 実施場所

ニセコ町民センター、又は健診機関

#### (3) 実施期間

健診結果通知後から6か月間

#### (4) 実施内容

【動機付け支援】・【積極的支援】

共通事項のとおり実施します。

【情報提供】

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレットなどを活用し情報提供を行います。

#### (5) 周知・案内方法

健診結果説明会時に初回面接で案内します。

### 3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。
- ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び20歳から39歳も対象とします。

## 【真狩村】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 真狩村保健福祉センター及び村が指定する村内施設

【個別健診】 村が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診】 5月、12月(2日間ずつ計4日間)、2月(1日間)

【個別健診】 4月から翌年3月まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については、個別健診による眼底検査を除き全員実施します。

また、村独自に、クレアチニン、尿酸を健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

【集団健診】 村広報誌等に掲載し、全戸配布と防災無線放送で周知します。

【個別健診】 対象者に対し案内文等で周知します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

予約名簿確認を原則としますが、受診状況を勘案しながら必要に応じて受診券の配布も検討します。

健診結果については、個別に郵送し、必要な場合は日時を設定し面接を行います。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

真狩村保健師が実施します。

#### (2) 実施場所

真狩村保健福祉センター及び村が指定する村内施設

#### (3) 実施期間

【集団健診受診者】 5月健診受診者は7月から、12月健診受診者は翌年2月から開始、2月健診受診者は3月から開始

【個別健診受診者】 結果通知した日から1か月以内(4月下旬から翌年4月までの随時)

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

**【積極的支援】**

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

**【情報提供】**

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレットを活用し情報提供を行います。

( 5 ) 周知・案内方法

対象者に個別に通知をして、面接を行います。

3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。
- ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び30歳から39歳も対象とします。

## 【留寿都村】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 留寿都村公民館

【個別健診】 留寿都診療所

#### (3) 実施期間

【集団健診】 5月、12月(2日間ずつ計4日間)

【個別健診】 8月中旬から翌年3月中旬まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については、個別健診による眼底検査を除き全員実施します。

また、村独自に、クレアチニン、尿酸、アミラーゼを健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

【集団健診】 村内の地区回覧による全戸配布と防災無線放送で周知します。

【個別健診】 対象者(その他特記事項参照)に対し案内文を郵送で周知します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場または健診機関で受診することとします。

健診結果については、保健師から通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

留寿都村保健師が実施します。

#### (2) 実施場所

留寿都村役場、留寿都村公民館及び対象者の自宅

#### (3) 実施期間

【集団健診受診者】 5月健診受診者は7月から、12月健診受診者は翌年2月から開始

【個別健診受診者】 受診した日から1か月以内(8月下旬から翌年4月中旬までの随時)

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

**【積極的支援】**

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

**【情報提供】**

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレットを活用し情報提供を行います。

( 5 ) 周知・案内方法

健診結果説明会時に初回面接で案内します。

3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。
- ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び20歳から39歳も対象とします。
- ・ 個別健診の対象者は、当該年度内に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、69歳に到達する国民健康保険の被保険者とします。

## 【喜茂別町】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、身近な場所での受診が可能となるように健診機関に委託し、集団健診及び個別健診を行います。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 喜茂別町農村環境改善センター

【個別健診】 町が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診】 10月

【個別健診】 4月から翌年3月まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については全員実施します。

また、町独自にクレアチニン、eGFR（推算糸球体濾過量）、尿酸、白血球及び血小板を健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

【集団健診】 広報や回覧により周知します。

【個別健診】 年間の健診メニューやリーフレットを送付します。また、誕生月前に案内文を郵送します。

【集団・個別】 IP告知端末により周知します。また、未受診者を中心に訪問による個別の勧奨を実施します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送する問診票を持参し、特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。

健診結果については、保健師又は看護師から通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

喜茂別町保健師が実施します。

#### (2) 実施場所

町が指定する町内施設、健診機関及び対象者の自宅

#### (3) 実施期間

【集団健診受診者】 11月下旬から12月

【個別健診受診者】 4月から翌年3月までの随時

#### (4) 実施内容

【動機付け支援】・【積極的支援】

共通事項のとおり実施します。

**【情報提供】**

健診結果説明時に健診結果管理ファイルや予防啓発リーフレットを活用して情報提供を行います。

( 5 ) 周知・案内方法

健診の結果説明時に、保健師より特定保健指導の対象者であることを明示します。

3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。
- ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び30歳から39歳も対象とします。

## 【京極町】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

京極町公民館及び町が指定する町内施設（集団健診のみ）

#### (3) 実施期間

4月、11月

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。

#### (5) 周知・案内方法

町広報・新聞折込み等で周知します。

また、特定健康診査対象者については受診勧奨文書を送付します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場で受診することとします。

健診結果については、結果説明会や郵便による送付等の方法により通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

京極町保健師が実施します。

（一部は健診機関で実施）

#### (2) 実施場所

町が指定する町内施設及び対象者の自宅

#### (3) 実施期間

5月から翌年3月

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

健診結果及び問診から生活習慣の改善が必要と判断した者を対象とし、保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

##### 【積極的支援】

健診結果及び問診から生活習慣の改善が必要と判断した者を対象とし、保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

##### 【情報提供】

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレット等を活用し情報提供を行います。

( 5 ) 周知・案内方法

健診実施後に町から案内します。

3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診及び介護保険法に基づき実施する生活機能評価とあわせて実施します。

## 【倶知安町】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、集団健診を行うとともに、町民の利便性に配慮し、健診機関へ委託して個別健診を行います。

#### (2) 実施場所

【集団健診】・【個別健診】

町が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診】 6月から7月(5日間)

【個別健診】 4月から翌年3月まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については、一部の個別健診による眼底検査を除き全員実施します。

また、町独自に尿潜血、尿酸、クレアチニン、eGFR(推算糸球体濾過量)、総コレステロール、体脂肪率を健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

広報等による周知とともに、対象者に受診券を6月中旬に送付します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

【集団健診】 受診券と申込時に配布する問診票を持参し受診します。

【個別健診】 受診券を持参し受診します。

健診結果については、健診機関及び保健師・管理栄養士から通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

倶知安町保健師・管理栄養士が実施します。

#### (2) 実施場所

町が指定する町内施設及び対象者の自宅や職場への訪問等

#### (3) 実施期間

対象者の状況や都合に配慮して計画しますが、初回面接から6か月後を目途に最終評価を行います。

#### (4) 実施内容

【動機付け支援】・【積極的支援】

積極的支援・動機付け支援における所定の回数・時間を基本におき、対象者に必要な継続的支援を随時行います。保健師・管理栄養士の個別指導のもとに支援計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

( 5 ) 周知・案内方法

対象者へ郵送で通知します。

3 その他特記事項

- ・ 特定保健指導に該当しない受診者についても、当町は非肥満における高血圧・脂質異常症・高尿酸等腎機能有所見者が他市町村と比較して多く、肥満や糖代謝異常と合わせて支援していく必要があることから、受診勧奨値を超える受診必要者及び受診中断者や、保健指導値を超える重点的な保健指導必要者については積極的な支援が必要であるため、これらの方々についても個別面接を実施します。
- ・ 生活習慣病予防における視点から、特定健康診査の対象年齢者と同様に、年度中に30歳から39歳になる町国保加入者、30歳以上の生活保護世帯者、及び後期高齢者においても、健康増進法による対象者として、特定健康診査及び特定保健指導を同時に実施します。  
但し、後期高齢者の腎機能低下等については、年齢的特性や既往症を十分に考慮して保健指導を行います。基本的な内容等については、特定健康診査及び特定保健指導と同様に実施します。
- ・ 胃・肺・大腸がん検診、骨検診、エキノкокクス症検診等も同時実施します。
- ・ 生活習慣病の特徴である 自覚症状がないまま進行すること 長年の生活習慣に起因すること 疾患発症の予測が可能なこと、を踏まえた保健指導を行うために、対象者が代謝等のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択し行動変容につなげられるように、保健指導ツールとしても、対象者が自分の体の現状や経年変化を理解することを支援できる資料を活用するとともに、保健指導担当者も必要な研修会に参加する等して自己研鑽をつみながら実施していくこととします。
- ・ 未受診者対策として、「より確実な継続受診の促進」「新規受診者の開拓」「通院者への受診勧奨」を念頭に、周知方法や特定保健指導を検討していきます。

## 【共和町】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 共和町保健福祉センター

【個別健診】 町内各診療所及び町が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診】 10月から11月(計8日間)

【個別健診】 4月から翌年3月まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については、個別健診を除き全員実施します。

また、町独自に、総コレステロール、HbA1c、クレアチニン、尿酸、尿素窒素、総蛋白、A/G比、白血球、尿潜血を健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

【集団健診】 広報誌と同時に全戸配布と防災無線放送で周知します。

【個別健診】 関係機関の協力を得ながら周知します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の受診券、問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。

健診結果については、後日郵送通知、又は健診機関で受診者に直接通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

共和町保健師、又は健診機関が実施します。

#### (2) 実施場所

共和町保健福祉センター及び健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診受診者】 12月から翌年7月まで

【個別健診受診者】 4月から翌年3月まで

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

##### 【積極的支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

**【情報提供】**

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレットを活用し情報提供を行います。希望者には、個別指導を行います。

( 5 ) 周知・案内方法

健診機関から直接案内するか、町から通知します。

3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。
- ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び35歳以上39歳以下も対象とします。
- ・ 特定保健指導の積極的支援、動機付け支援対象には、初回面接前に糖負荷検査、頸部エコー検査を実施します。

## 【泊村】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 泊村総合福祉センター、泊地区集会所及び盃地区集会所

【個別健診】 村が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診】 5月、1月（2日間ずつ計4日間）

【個別健診】 4月から翌年3月まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については、眼底検査を全員実施します。心電図検査及び貧血検査については共通事項のとおり実施します。

また、村独自に、尿酸、クレアチニンを健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

【集団健診】 村広報誌のチラシにより全戸に周知します。

【個別健診】 村広報誌と対象者全員に案内文を郵送し周知します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の受診券と問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。

健診結果については、保健師、栄養士から健診結果説明会又は訪問により通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

泊村保健師、栄養士が実施します。

#### (2) 実施場所

泊村総合福祉センター、泊村役場及び対象者の自宅

#### (3) 実施期間

健診結果説明会又は訪問による通知終了後から開始

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

保健師、栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

**【積極的支援】**

保健師、栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

**【情報提供】**

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレットを活用し情報提供を行います。

( 5 ) 周知・案内方法

健診結果説明会又は訪問により面接で案内します。

3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。

## 【神恵内村】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 神恵内村漁村センター

【個別健診】 神恵内村立神恵内診療所及び村が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診】 5月、10月(1日間ずつ計2日間)

【個別健診】 4月から翌年3月まで

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については、全員実施します。

また、村独自に、クレアチニン、尿酸、尿素窒素を健診項目として追加し、全員に実施します。

#### (5) 周知・案内方法

【集団健診】 全世帯に村広報誌折込みチラシの配布とIP告知放送で周知します。

【個別健診】 対象者に対し案内文を郵送で周知します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

村へ受診を申し込み、受診日に受診券を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。

健診結果については、保健師から健診結果説明会等で伝えるか、健診終了後に健診機関から伝えます。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

神恵内村保健師、又は健診機関が実施します。

#### (2) 実施場所

村が指定する村内施設、健診機関及び対象者の自宅

#### (3) 実施期間

随時実施します。

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

**【積極的支援】**

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取り組みに資する適切な働きかけをします。

**【情報提供】**

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレットを活用し情報提供を行います。

(5) 周知・案内方法

健診結果説明会時に初回面接で案内します。健診機関においては健診終了後に案内します。

3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。
- ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び30歳から39歳も対象とします。

## 【積丹町】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

町内各集会所及び健診機関（集団健診のみ）

#### (3) 実施期間

5月から翌年2月（計4回予定）

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については、全員実施します。

また、町独自に、クレアチニン、尿酸を健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

町内の地区回覧による全戸配布とIP電話で周知し、個別勧奨も行います。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。健診結果については、保健師から通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

積丹町保健師が実施します。

#### (2) 実施場所

積丹町総合文化センター

#### (3) 実施期間

初回面接日：特定健康診査実施後概ね1か月後。

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

##### 【積極的支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

##### 【情報提供】

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレットを活用し情報提供を行います。

#### (5) 周知・案内方法

健診結果説明会時に初回面接で案内します。

### 3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。
- ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び20歳から39歳も対象とします。

## 【古平町】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【**集団健診**】 古平町文化会館及び古平町漁港会館

【**個別健診**】 町が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【**集団健診**】 5月(3日間)、11月(2日間)

【**個別健診**】 11月下旬から翌年3月中旬まで

#### (4) 実施項目

全道平均と比較し内臓脂肪型肥満予備軍が多いこと、血液検査ではHbA1c、LDLコレステロールの有所見率が高いこと等から、動脈硬化の早期予防に結びつけられるよう「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても、受診者全員に実施します。

また、町独自にクレアチニン、尿酸を健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

【**集団健診**】 町広報折込みチラシによる全戸配布で周知します。

【**個別健診**】 町内の地区回覧による全戸配布で周知します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。健診結果については、郵送、又は健診結果説明会等でお知らせします。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

古平町保健師、栄養士が実施します。

#### (2) 実施場所

町が指定する町内施設及び対象者の自宅

#### (3) 実施期間

【**集団健診受診者**】 6月から翌年3月まで

【**個別健診受診者**】 受診した日から1か月以内(12月下旬から翌年4月中旬までの随時)

#### (4) 実施内容

##### 【**動機付け支援**】

保健師、栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

##### 【**積極的支援**】

保健師、栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

**【情報提供】**

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレット等を活用し情報提供を行います。

( 5 ) 周知・案内方法

特定保健指導の対象となった方に個別に周知し、結果説明会等の場面で希望の有無を確認後、初回面接を実施します。

3 その他特記事項

- ・ 健康増進法によるがん検診や肝炎ウイルス検査と合わせて実施します。

## 【仁木町】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、町内外において受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

【集団健診】 町が指定する町内施設及び健診機関

【個別健診】 町が指定する健診機関

#### (3) 実施期間

【集団健診】 4月以降の契約時から3月末まで（健診機関ごとの契約による。）

【個別健診】 4月以降の契約時から3月末まで（健診機関ごとの契約による。）

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については、貧血検査を全員実施します。眼底検査及び心電図検査については共通事項のとおり実施します。

また、町独自に、血清尿酸及び血清クレアチニン検査を健診項目に追加します。

#### (5) 周知・案内方法

【集団健診】 実施時期にあわせてチラシを全戸配布するとともに、未受診者への電話勧奨を実施します。

【個別健診】 集団健診の周知時期にあわせてチラシを全戸配布します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。健診結果については、直接健診機関から郵送するか、又は町から通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

仁木町保健師及び栄養士が実施します。

#### (2) 実施場所

町が指定する町内施設及び対象者の自宅

#### (3) 実施期間

健診機関からの健診結果報告受領後概ね1か月以内に開始します。

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

**【積極的支援】**

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

**【情報提供】**

健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレットを活用し情報提供を行います。

( 5 ) 周知・案内方法

健診結果通知発送時及び健診結果説明会時に初回面接で案内します。

3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。
- ・ 健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律による人間ドック事業とあわせて実施します。
- ・ 情報提供者のうち特定保健指導が必要な者については、健診結果説明時又は訪問にて特定保健指導を行います。

## 【赤井川村】

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施方法

特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。

#### (2) 実施場所

赤井川村健康支援センター（集団健診のみ）

#### (3) 実施期間

10月（4日間）

#### (4) 実施項目

「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については全員実施します。

また、村独自に、HbA1c、クレアチニン、尿酸を健診項目として追加します。

#### (5) 周知・案内方法

案内を全戸配布し、広報、防災無線放送及び未受診者訪問にて周知します。

#### (6) 受診方法及び健診結果の通知

事前郵送の受診券・問診票を持参して特定健康診査会場で受診します。

健診結果については、保健師から通知します。

### 2 特定保健指導

#### (1) 実施方法

赤井川村保健師が実施します。

#### (2) 実施場所

赤井川村健康支援センター及び対象者の自宅

#### (3) 実施期間

11月から開始

#### (4) 実施内容

##### 【動機付け支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。

##### 【積極的支援】

保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。

#### (5) 周知・案内方法

健診結果説明会時又は電話・訪問にて案内します。

### 3 その他特記事項

- ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。
- ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び20歳から39歳も対象とします。

## 第4章 特定健康診査・特定保健指導の結果の通知と保存

### 1 特定健康診査・特定保健指導のデータの形式

特定健康診査・特定保健指導の実施に当たっては、医療機関、様々な事業者、他の医療保険者、費用請求等の事務を代行する代行機関及び国等との間でデータがやり取りされ、活用されることになるので、国が示した電子的標準様式により、電子データを原則とします。

### 2 特定健康診査・特定保健指導の記録の保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の保存義務期間は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第10条に基づき、記録の作成の日から最低5年間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までとします。

### 3 個人情報保護対策

#### (1) 特定健康診査等の記録の方法

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報等の保存につきましては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン、並びに後志広域連合個人情報保護条例により、適正に保存します。

#### (2) 管理・運用体制

個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン、並びに後志広域連合個人情報保護条例による管理、運用体制とします。

#### (3) 保存に係る外部委託の有無

保険者は効果的・効率的な特定健康診査・特定保健指導を実施する立場から、収集した個人情報を有効に利用することが必要なため、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン、並びに後志広域連合個人情報保護条例により個人情報の保護に十分に配慮しつつ、データの保存を外部委託することができることとします。

#### (4) 外部委託先

北海道国民健康保険団体連合会

## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査等実施計画については、法第19条第3項に基づき、広報及びホームページによる周知を図ります。

## 第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

特定健康診査、特定保健指導ともに、毎年その実績及び取組みの状況について、国民健康保険運営協議会等に報告をし、特定健康診査実施率及び特定保健指導実施率の向上に向け、適宜見直しを図っていくものとします。



後志広域連合国民健康保険特定健康診査等実施計画  
(第2期計画期間：平成25年度～平成29年度)

平成25年3月

後志広域連合国民健康保険課

〒 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

電 話 (0136) 55 - 8012

F A X (0136) 22 - 4466